

道路や水路の維持管理にご協力をお願いします

道路の側溝・ます・水抜き孔や、水路内の柵（スクリーン）に、土砂や葉、ゴミなどが詰まっていますと、大雨が降った際に道路に雨水が溢れ、浸水被害を拡大させる原因になってしまいます。

市ではパトロールや清掃を行っています。ですが、被害を拡大させないために、次の点について、ご協力をお願いします。



▲ます



▲水抜き孔



▲道路側溝

- 道路や水路にものを捨てない。
- 道路や水路にものを置かない。
- 畑や荒地から土砂などが流れ出るような防止対策をする。

- 刈り取った草はすぐに片づける。
- 敷地内の樹木の落ち葉等が道路や水路に飛ばないように早めに片づける。

■問い合わせ

土木課 ☎840668

学校・園における敷地内全面禁煙のお願い

4月1日から、半田市立の幼稚園・保育園・こども園・小中学校の敷地内を全面禁煙とします。

すでに敷地内禁煙が徹底されているところもありますが、休日や夜間などの子どもがいなくても敷地内の禁煙を徹底します。

市民の皆さまのご協力で、学校・園を子どもがより一層健やかに学び育つ場としていきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■問い合わせ

学校教育課 ☎840688
幼児保育課 ☎840660



就学援助制度のご案内

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などを援助します。

■援助対象となる方

次のいずれかに該当し、経済的に苦しく援助が必要と教育委員会が認めた方

- ◇生活保護が停止または廃止された方
- ◇市民税が非課税または減免されている方
- ◇児童扶養手当が支給されている方
- ◇生活福祉資金の貸付を受けている方
- ◇国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている方
- ◇失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である方
- ◇そのほか経済的に困り、教育委員会が援助を必要と認めた方

■申請受付

在籍する小中学校または学校教育課

■問い合わせ

学校教育課 ☎840688

国民年金学生納付特例のお知らせ

20歳以上の学生も国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。ただし、所得が基準額以下の学生の方は、申請により保険料の納付を猶予されます。

■対象

- ◇大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（1年以上の課程に限る）などに在学する20歳以上の学生
- ※夜間・定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。

- ◇本人の平成28年分の所得が、118万円以下（給与収入約194万円まで）の学生

■特例期間

4月～平成30年3月

■申請

4月3日(月)以降に、学生証、年金手帳、印章（本人の場合は不要）をお持ちのうえ国民年金課で申請してください。（毎年度申請が必要です）

※平成28年度に学生納付特例を受け、引き続き特例を希望する方で、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書（ハガキ）を返送した方は除く。

■問い合わせ

国民年金課 ☎840653